

補導(声かけ)活動の手引き

～思いやりのある温かな声かけ～



静岡市こども若者応援課

令和7年4月1日現在

目 次

I 補導活動とは

1 補導活動とは	1
2 補導活動の根拠	1
3 補導活動の効果	1

II 補導員の心得

1 補導員の心構え	2
2 注意・声かけの基準	2
3 補導活動時の注意事項	3

III 補導活動の技術

1 対象場所	4
2 声かけの方法（思いやりのある温かな声かけ）	4
3 事実の把握	5
4 別れ際の留意点	5

IV 補導活動の中止・欠席連絡

1 中央補導について	6
2 地域（地区）補導について	6
3 補導活動を欠席する（参加できない）場合の連絡について	6

V 補導活動の事例

様々な事例 1～11	7
------------	---

VI その他

・ 青少年を取り巻く社会環境の実態調査	9
・ 地域・地区での補導活動に合わせて、ご協力頂きたいこと	10
・ 補導活動において特に意識して頂きたい法令	11

VII 青少年相談機関

	12
--	----

I 補導活動とは

1 補導活動とは

少年非行は、数的には減少傾向にあるものの、非行の低年齢化とともに、インターネットやスマートフォンの普及による犯罪の顕在化や過去に例を見ない悪質凶悪な事件が発生しているなど深刻な状況です。

このような状況の中、静岡市は、青少年育成事業として、繁華街、コンビニエンスストア、カラオケボックス、ゲームセンター、公園、神社等の青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行・被害を未然に防ぐための思いやりのある温かな声かけ等を行っています。これを静岡市では、「補導活動」としています。犯罪捜査その他の行政目的のために行うものではないことに留意してください。「補導活動」は、声かけ等を行うことにより、少年の非行や被害を未然に防止することが目的です。また、市民の方々に対して、青少年の非行被害防止・健全育成に関する意識の高揚を図る目的もあります。

2 補導活動の根拠

静岡市青少年育成事業として行う「補導活動」は、直接の法的根拠に基づいて行う活動ではなく、社会における大人の義務の中に活動の根拠がある活動です。警察法第2条に規定された「犯罪の予防」という警察目的を達成する警察官の行う街頭補導とは異なります。

3 補導活動の効果

(1) 非行・被害の未然防止

発見した対象少年については、思いやりのある温かな声かけや注意等を行うことにより、少年の非行や被害を未然に防止するなどの効果が認められます。また、不良行為の状況（緊急性、悪質性等）によっては、直ちに警察署へ通報等をおこなうことで、青少年が犯罪の加害者又は被害者にならないことも期待されます。このように、個別的な補導の効果は大きいものと考えられます。

(2) 市民意識の高揚を図る

健全な青少年に対しても、自覚を促し、非行・被害等を抑制する効果があります。また、一般の方々に対しても、青少年の非行被害防止・健全育成に関する意識の高揚を図る効果があります。

(3) 有害環境の発見と浄化

青少年の健全育成を阻害し、非行を誘因するような有害環境を発見した場合は、こども若者応援課へ報告し、有害環境の浄化措置を行います。

(4) 非行・被害等の実態把握

補導活動実施報告情報及び有害環境情報等を収集・整理し、非行等の実態や傾向を把握することにより、非行の防止対策等を講じることができます。



Ⅱ 補導員の心得

1 補導員の心構え

補導委員・青少年補導員（以下「補導員」という。）は、青少年に対して常に温かな愛情を傾け、人権を尊重し、良識をもって接するようにします。また、必要な知識を習得するとともに、補導技術の向上に努めるようにします。補導活動は、犯罪捜査その他の行政目的のために行うものではないことに留意してください。

2 声かけ・注意等の基準

(1) 声かけ

主に青少年へ時間や場所に応じた、「帰宅を促す」・「場にあったマナーを促す」・「あいさつ」等の声かけとなります。

(2) 注意（または声かけ）

不良行為（飲酒、喫煙等）や交通安全指導（二人乗り、無灯火、並進等）へ、注意または声かけをします。状況によっては、直ちに警察署へ通報するようにします。

(3) 補導活動実施後は、速やかにこども若者応援課へ実施結果を報告します。（※【別表1】参照）

【別表1】

令和7年度 「 地域 補導」 実施結果報告書																				葵・駿河		青少年育成センター			
※地域補導を実施しない場合も この報告書はご提出ください その際は右記に〇をお付けください () 未実施																									
班番号			中学校区	夜 班	昼 班	日 時	令 和	年	月	日 ()	時	分	～	時	分										
班 長	番号	氏名		番号	氏名		番号	氏名		番号	氏名														
参 加 補 導 委 員	番号	氏名		番号	氏名		番号	氏名																	
	番号	氏名		番号	氏名																				
	番号	氏名		番号	氏名																				
										参 加 合 計 人 数				人											
区 分 分 類	性 別	注 意												声 け			補 導 経 路								
		喫 煙	飲 酒	薬 物 乱 用	不 健 全 娯 楽 入 ゲ ィ ム 場 入 バ チ ン コ 店	怠 学	そ の 他	二 人 乗 り	無 灯 火	並 進	片 手 運 転	イ ヤ ホ ン	ス ク ラ ン プ 歩 車 分 離	信 号 無 視	一 時 不 停 止	右 側 走 行	そ の 他	帰 宅	マ ナ ー	挨拶 等					
学 職 別 人 数	小 学 生	男																							
		女																							
	中 学 生	男																							
		女																							
	高 校 生	男																							
		女																							
そ の 他 の 少 年	男																								
	女																								
		一 般 成 人 交 通 指 導 (成 人 は 男 女 共 通)																		有 害 図 書					
連 絡 事 項																									

3 補導活動時の注意事項

(1) 服装・態度

- ア 補導にふさわしい端正な服装など、身なりに気をつけます。
- イ 補導活動中であることを示すもの（腕章、帽子、ベスト等）を身につけ、補導員身分証を必ず携帯します。
- ウ 他の歩行者、通行者に注意しながら、大声で話をしたり、タバコや飲食をしながら歩いたりしないようにします。
- エ 大勢で歩く際、自転車や歩行者の通行を妨げないように注意します。
- オ ゲームセンター、コンビニエンスストア等の店舗へは、店員の許可を得てから立ち入り、「多人数で入らない」、「懐中電灯を消す」等、営業の妨げにならないように気をつけます。

(2) 言葉遣い

- ア 親しみのある言葉を遣い、青少年が自ら発言する機会と雰囲気をつくります。
- イ わかりやすく、正しい言葉遣いに心がけます。
- ウ 身なりや身体についての指摘、青少年の家庭環境や職業等を非難するなど、青少年の人格や名誉を傷つけることのないよう、言葉遣いに十分気をつけます。

(3) 補導場所と危険の回避

- ア 青少年の名誉を傷つけないために、人目の少ない場所に誘導する等、補導場所に配慮します。
- イ 交通量の多い道路、河川、海岸、橋等、危険な場所での補導活動は、避けるようにします。

(4) 危害の防止

- ア 青少年の中には、暴力的、衝動的な行動に出る者等がいることもあります。言動には十分注意し、挑発するような言葉は慎み、危険が伴うおそれがある場合は、声かけを控え、状況を見守り、必要に応じて警察へ通報をします。
- イ 凶器類所持の可能性がある場合は、特に注意するようにし、万一、凶器類の所持が判明した場合は、身の安全を確保し、直ちに警察へ通報します。
- ウ 青少年が、急に逃げ出すことも予測して、不慮の事故防止に努めます。

(5) 補導活動中の事故・けがの発生

補導活動中の事故・けがの発生については、ボランティア活動総合保険に加入しているため、事故等発生後は、速やかにこども若者応援課へ報告します。

(6) スマートフォン・インターネットのマナー指導

- 青少年たちは、スマートフォンや携帯電話、インターネット端末のついたゲーム機等で、さまざまなアプリを利用しながら、情報の受発信や交友関係の拡大を行なっています。
- ア ネット活用時のマナーを守り、利用に伴う危険性や過度の利用による弊害について理解に努めます。
- イ 急速に進化していくスマートフォン・インターネットに関する情報の収集に努めます。また、フィルタリング等に関する啓発にも努めます。



Ⅲ 補導活動の技術

1 対象場所

青少年の集まる場所は、地域、季節、時間等により異なりますが、特に次に掲げる場所は注意して巡回します。

(1) 街頭

繁華街、地下道、公園、社寺の境内、空き地、土手、海岸、河川敷、催し物（祭礼・縁日・盆踊り・コンサート等）の会場及びその周辺

(2) 娯楽施設及びその周辺

- ア 遊技場（ゲームセンター等）
- イ 映画館、演劇場、ライブハウス等
- ウ ファストフード店等
- エ ボウリング場、バッティングセンター等
- オ カラオケボックス、インターネットカフェ等

(3) その他の施設等及びその周辺

- ア 駅、バスターミナル
- イ 大型ショッピングセンター（文房具・CD・書籍・飲食物等の各売り場、屋上、トイレ、フードコート、階段の踊り場、休憩室等）、大型商業店舗（ゲーム機等設置場所）
- ウ コンビニエンスストア、レンタルDVD・ビデオ店、ゲーム等販売店
- エ 屋外公衆トイレ等
- オ 図書類・タバコ・飲料水自動販売機
- カ 学校

2 声かけの方法（思いやりのある温かな声かけ）

青少年が不安を抱き、反抗的になって、予測のできない行動をすることがないように、声かけは愛情と善意を基本として行います。

(1) あいさつから始まる声かけ

だれもが、いつでも、どこでもできるあいさつは、人間関係の基本であり、補導活動において青少年との交流の原点です。声かけは温かなあいさつから始めます。

(2) 自然な態度

声かけは、自然な態度で行います。

(3) 自信をもつ

自信のない不安な声かけは、タイミングを逃すだけでなく、相手に疑念を抱かせ、声かけの効果も減少します。対象となる青少年を発見したら、躊躇することなく、自信をもって声かけをするようにします。

(4) 親しみのある言葉

声かけは、明るく、親しみのある言葉で行うようにし、青少年の気持ちを和らげるようにします。



(5) 身分証の提示

補導員身分証を携帯し、必要に応じて身分証を提示します。

3 事実の把握

(1) 嘘を言う場合

対象となる青少年は、住所・氏名・年齢等の事実関係について嘘を言うことがあります。しかし、嘘を言っていると判っても、そのことを追求せず、その言い分を聞きながら、青少年が自ら話せる状況をつくります。

(2) 黙秘する場合

青少年が黙秘して話そうとしない場合は、事実把握を急がず、親しみある態度で青少年の気持ちを和らげます。例えば、青少年の興味・関心のある話題を取り上げることで、青少年の発言を促します。

(3) 反抗する場合

青少年の反抗や理屈に対して、感情にとらわれ、圧迫して押さえつけようとすることなく、青少年の言い分を聞き、反抗を和らげることに努めます。

(4) 泣かれた場合

状況によっては、青少年（特に小学生等の年少者や女性）が泣き出すこともあるので注意します。泣き出した場合は、適当な時期に話題を変えたりしながら不安感を取り除き、気持ちを落ち着かせ、不安感を取り除くことが大切です。

4 別れ際の留意点

(1) 納得・理解させる

最後まで反抗的であったり、感情が対立したまま別れたりすると、効果が望めないばかりか、後日、保護者等から問題を持ち込まれることがあるため、できるだけ納得・理解してもらえよう努めます。

(2) 激励する

青少年に対しては、悪い点については的確に注意し、良い点はほめ、別れ際には、「がんばってね」や「身体には気をつけてね」といった励ましの言葉をかけます。

(3) 安心感をもたせる

話を聞いた結果、不良行為等がなかった場合は、どういう理由で声をかけたかを話し、理解してもらい、青少年を安心させます。「時間をとらせて悪かったね」と誠意ある言葉をかけ、「被害に遭わないように」と注意を促し、さらに、「交通事故に気をつけてね」等の親しみのある言葉をかけます。



IV 補導活動の中止・欠席連絡

1 中央補導について（葵・駿河区）

次のいずれかの情報が、補導活動受付時間（昼の補導の場合は午後 3 時15分、夜の補導の場合は午後 6 時15分）の 2 時間前までに発表されていた場合は、補導活動を中止します。また、補導活動開始時間前（受付時間の 2 時間前から活動開始時間）に警報等が発表された場合についても中止となります。

- ① 静岡市南部に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」が発表された場合。
- ② 南海トラフ地震に関する情報「巨大地震警戒」が発表された場合。
- ③ 駿河湾沿岸に「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合。

上記のほか、災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合、「光化学スモッグ注意報」または、「熱中症アラート」の発令により補導活動に危険が伴うと考えられる場合については、中央補導（昼）を中止します。地域補導においても、上記の基準に則って活動していきます。判断に迷ったときは、こども若者応援課までご連絡ください。

※昼の補導とは、午後 3 時15分から 2 時間程度実施する補導のこと。

※夜の補導とは、午後 6 時15分から 2 時間程度実施する補導のこと。



2 地域（地区）補導について

- (1) 上記理由等により、補導活動に危険が伴うと考えられるときは、地域(地区)の判断で補導活動を中止するようにしてください。
- (2) 単独(1人)での補導活動は、危険が伴うことがありますので、絶対に行わないようにしてください。必ず、2人以上で実施してください。

3 補導活動を欠席する（参加できない）場合の連絡先について

計画されている補導活動を欠席（遅刻）する場合は、事前に次の連絡先に連絡をしてください。（補導活動中は、職員が出払ってしまうため連絡を取ることが難しくなります。）

- (1) 〈駿河区・葵区〉中央補導を欠席する場合

青少年育成センター （0 5 4）2 2 1－1 2 5 2

（連絡可能時間は、昼の補導14：00～15：30、夜の補導17：00～18：30です。）

※育成センターが不在の場合は、こども若者応援課（0 5 4）3 5 4－2 6 1 7

5 月 7 日以降は、こども若者相談センター （0 5 4）2 2 1－1 3 1 4

- (2) 地域（地区）補導を欠席する場合

各班の班長、地区補導担当者に直接連絡してください。

V 補導活動の事例

事例 1 有害(成人向け)玩具・図書類を所持していた場合

- (1) 県青少年環境整備条例に基づいて、直ちにその行為を止めさせたり、少年（18歳未満）に注意し、読むことを止めさせたりします。
- (2) 入手経路等を聴取します。
- (3) 事情を説明し、任意で現物を預かります。なお、預かる場合は、氏名、住所、連絡先を聞き取り、預かった日時、品名、数量を確認します。
- (4) 入手経路等への対応については、こども若者応援課又は警察署と協議し、業者に対する対応を依頼します。
- (5) 預かった現物は、こども若者応援課又は警察署を通じて保護者へ返還し、注意を喚起します。

事例 2 書店等において、有害(成人向け)図書類を立ち読みしていた場合

- (1) 青少年に事情を説明し、立ち読みを中止させます。
- (2) 営業者に対して、条例の周知及び青少年への配慮を依頼します。
- (3) 一般図書と有害図書類が混在して陳列されていた場合は、こども若者応援課へ連絡し、対応を依頼します。

事例 3 ゲームセンターに入場していた場合

- (1) 時間、青少年の年齢、保護者同伴の有無を確認し、入場が禁止されている時間帯であれば、青少年に事情を説明し、退場させます。

(16歳未満の者は18時以降、18歳未満の者は22時以降入場禁止)

※保護者同伴の場合は、16歳未満の者でも22時まで立ち入ることができます。

- (2) 入場可能な時間帯であっても、怠学の疑いがある場合は、青少年から事情を聴取し、状況によっては、登校を促す等の指導、助言をします。
- (3) 営業者に対しては、事情の説明及び指導をします。
- (4) 退場を促しても応じない場合は、直ちに警察署へ連絡し、対応を依頼します。

事例 4 怠学の青少年を発見した場合

- (1) 小・中学生の場合は、事情を聴取し、必ず学校又は保護者へ連絡し、引き渡します。被害にあっているような状況の場合は、速やかに警察署へ連絡をします。
- (2) 高校生以上の場合は、事情を聴取し、緊急を要するもの以外は、登校を促す等の指導、助言をします。また、状況に応じて警察、または学校や保護者へ連絡します。

事例 5 喫煙・飲酒をしている青少年(未成年者)を発見した場合

- (1) 青少年(未成年者)と見られる喫煙・飲酒者を発見した場合は、対象者の年齢を確認し、未成年者の場合は喫煙・飲酒を止めさせます。
- (2) タバコ・酒類の入手経路、喫煙・飲酒をするようになった時期、数量等を聴取します。
- (3) 喫煙・飲酒の状況によっては、警察署に通報し、対応を依頼します。



(4) 喫煙中のタバコや飲酒中の酒類は、青少年本人に廃棄させます。または任意で現物(タバコ、ライター等の器具、酒ビン等)を預かります。なお、預かる場合は、氏名、住所、連絡先を聴取し、預かった日時、品名、数量を確認します。

(5) 入手経路等への対応については、こども若者応援課又は警察署と協議し、対応を依頼します。



(6) 預かった現物は、こども若者応援課又は警察署を通じて保護者へ返還し注意を喚起します。

事例6 強く反抗したり、乱暴な言動したりする場合

(1) 青少年が反抗的な態度をとったり、抵抗したりした場合は、距離を置く等して不用意な攻撃により受傷することのないように注意し、情理をつくしてその非を論し、毅然とした態度で対応する。

(2) 情理を尽くし相手を納得させる努力をしても、反抗が激しく、身の危険を感じたり、手に負えないと判断したりしたときは、その場から立ち去り、直ちに警察署へ通報し、対応を依頼します。

事例7 対象となる青少年が多数の場合

補導員が少数で、対象となる青少年が多数である場合、いきなり近づいて声をかけることには危険が伴います。また、反抗されたり、逃走されたりすることもあり、時に効果が期待できないこともあるので、このような場合は、無理に声かけせず、速やかに警察署へ通報し、対応を依頼します。

事例8 声かけをした青少年が逃走した場合

(1) 声をかけると逃げ出す青少年がいることに留意して、慎重に、やさしく声かけします。

(2) 補導活動はあくまで任意の活動であるため、逃げられた場合でも青少年を追いかけることはしません。

(3) 青少年が急に逃げ出すことも予測して、不慮の事故に遭わないよう、周囲の状況等を確認し、互いの事故防止に努めます。

事例9 店舗への立ち入りを拒否された場合

(1) 補導活動はあくまで任意の活動であるため、店舗内へ立ち入る場合は、経営者又は従業員に要件等を伝え、了解を得てから立ち入ります。

(2) 店舗への立ち入りを断られた場合は、入場を中止します。

事例10 自転車の違反行為「無灯火・並進走行・二人乗り等」を発見した場合

(1) 停車中の場合は、声かけをし、注意・指導をします。

(2) 走行中の場合は、無理に自転車を止めることは危険なので、周りの交通状況等の安全を確認して注意・指導をします。

事例11 スケートボード等をしている青少年を発見した場合

利用禁止場所（青葉シンボルロード、駿府城公園内、中心街補導など）で発見をした場合

(1) この場所でのスケートボード使用は禁止されていることを伝え、注意・指導します。

(2) 周りの人に迷惑をかけないように、声かけをします。

※道路交通法76条4-四において「交通の頻繁な道路での球戯やローラースケートをし、又はこれに類する行為をすること」をしてはならない、としている。静岡市では書類送検された事例あり

1. 目的 青少年の健全育成に向けた施策の基礎資料とするため

2. 期間 通年

3. 調査内容、実施方法

- (1) 市から地域・地区に、各区域の対象店舗（下記4参照）一覧表を配布。
- (2) 地域・地区で、区域内の対象店舗の新規開店・閉店を随時確認し、市へ報告。
（※詳細調査は不要。店種別・店名・住所のみ。）
- (3) 市または関係機関等が、必要に応じて法令遵守を確認。
（※調査・指導には法的根拠・権限が必要なため市等が対応）

4. 調査対象店舗（法令により、青少年の利用等に一定の規制があり）

- (1) 図書・DVD・ゲームソフト取扱店（中古販売、レンタル含む。）
- (2) コンビニエンスストア
- (3) 玩具店（玩具銃・ナイフ等の凶器となりうるもの又は性的玩具等の取扱店のみ。
小児用玩具や模型専門店等は対象外。）
- (4) ゲームセンター、ゲームコーナー
- (5) カラオケボックス（個室カラオケのみ。カラオケスナック等は対象外。）
- (6) インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ（ダーツ、ビリヤード等）
- (7) ボウリング場、映画館、ライブハウス等
- (8) 質屋・リサイクルショップ等（買い取りを行う店）
- (9) 携帯電話販売店（携帯電話インターネット接続に関する契約等を行う店のみ）
- (10) 成人向け図書類・玩具類等の自動販売機

5. 参考（法令要約）

以下（ ）内の数字は、上記4と連動しています。

- (1)・(2) 図書等のうち、性・暴力・犯罪等の描写を一定以上含むものは、一般のものと区分し、18歳未満に閲覧・販売・貸与等を禁止。
- (3) 危害を及ぼす又は性的なものは、一般のものと区分し、18歳未満に販売等禁止。
- (4) ゲームセンター 16歳未満は18時まで（保護者同伴除く）、18歳未満は22時まで。
ゲームコーナー 18歳未満は23時まで
- (5)・(6)・(7) 18歳未満は23時まで
- (7) 映画館等で、R18、R15指定等は、年齢区分に応じて利用禁止。
- (8) 古物等の買取りは18歳未満禁止（保護者同意除く）。
- (9) 18歳未満の利用者の場合、保護者に対する説明義務等。
- (10) 設置には、市・県等の許可が必要。

地域・地区での補導活動に合わせて、ご協力頂きたいこと

1. 店舗等の把握

「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」の対象店は、行政として優先順位が高い一部の店舗種別です。

青少年の利用が多い店や、青少年の利用に適さない店を網羅しているわけではありません。

それらの店舗等の把握は行政主体では困難なため、地域住民の皆様にご協力をお願いします。

2. 店舗等との良好な関係づくり

青少年の非行防止・犯罪被害の防止、また健全な地域社会のためには、地域住民と店舗等の協力は不可欠です。

店舗等に補導活動に対する理解・協力を仰ぎ、補導活動の結果が店舗の健全な営業に効果をもたらすといった、双方にとって良好な関係が築けるようにご協力をお願いします。

3. 関係機関・団体等への報告・連絡・相談

青少年の非行防止・犯罪被害防止は、地域・学校・警察・行政・家庭などが各々の役割を負い協力して成すものです。

地域・地区の補導活動が主体では、対応が困難な内容については、市および関係機関・団体等へ、気兼ねなくご相談下さい。

【事例】

- ① 地域のコンビニに5～6人の小学生（高学年）がたびたび来店する。いつも同じ1人の児童が高額の支払いをしていることを心配した店員が、補導委員に情報提供した。補導委員から地域の小学校へ連絡を入れたところ、該当児童を特定でき、解決に向けて、聞き取り指導をした。
- ② 深夜のコンビニに中学生または高校生年代の青少年が複数で来店し、1人の少年が店員にタバコ・酒の購入等要求し、年齢確認や断りの説明をしている際に、他の少年が万引きをしていく事例を、補導委員に相談した。補導委員から当課へ連絡があり、現地にて聞き取り、交番や警察へ連絡することの助言とともに、地域の中学校へ情報を提供した。

補導活動において特に意識して頂きたい法令

青少年の健全育成に関わる法令は多岐に渡ります（刑法、軽犯罪法、少年法、児童福祉法、労働基準法、風営法、児童買春・ポルノ規制法、など）。

それらを網羅することは困難ですし、静岡市こども若者応援課の補導は警察活動等とは異なります。

下記は、静岡市の補導に関連しやすい一部を抜粋・要約したものです。

なお、各事業者（店）が、自主規制等により、法令以上に青少年の健全育成にご協力いただいている場合もありますので、ご留意下さい。

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（抜粋・要約）

※当該条例では、青少年は満18歳未満、深夜は23時～翌4時を定義する。

- 保護者は、監護する青少年を、深夜に、外出させない努力義務を負う。ただし、正当な理由がある場合（学校行事、青少年団体事業、祭事、災害など）を除く。
- 何人も、保護者の承諾を得ずに、深夜に、青少年を同行し外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合を除く。
- カラオケ・ネットカフェ・ボウリング場・映画館・ライブハウス・ゲームコーナーなどは、深夜に、青少年を入場させることを禁止。
- 書籍・DVD・ゲーム等の取扱店は、性・暴力・犯罪などを一定以上含むものは、一般のものと区分し、青少年に閲覧・販売・貸与等を禁止。
- 玩具等の取扱店は、性的玩具・凶器となりうる玩具等は、一般のものと区分し、青少年に販売等を禁止。
- 何人も、青少年に、猥褻行為等（性的な姿の撮影提供などを含む）を禁止。
- 何人も、青少年に、入れ墨（勧誘・斡旋等を含む）を禁止。
- 何人も、猥褻・入れ墨・飲酒・喫煙・暴力・賭博・麻薬などを、青少年に対して、又は青少年が、これらの行為をする場所の提供を禁止。

20歳未満の者の喫煙・飲酒の禁止に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律など（抜粋・要約）

- 満20歳未満は喫煙・飲酒禁止。
- 満20歳未満の喫煙・飲酒を知った保護者・監督者は制止の義務を負う。制止しない者は罰金。
- 満20歳未満の喫煙・飲酒することを知りながら販売する事業者は罰金、又は懲役。

Ⅶ 青少年相談機関

区 分	相 談 機 関	電 話 番 号	相談内容等	時 間 等
市	こども未来局	(面談受付) 054-221-1314	不登校、いじめ、進路、ヤングケアラー、しつけ・子育て等の相談 (0～39歳まで)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
		～24時間こども若者電話相談～ 054-254-6811	いじめや友だち関係、勉強、進路、ヤングケアラーに関する事など (0～39歳のこども若者及びその保護者・関係者)	24時間
		～24時間子供SOSダイヤル～ なやみいおう 0570-0-78310		
		静岡市ひきこもり 地域支援センター DanDanしずおか	ひきこもりに係る相談	火～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時
		児童相談所	子育て相談、障害、非行等 こどもに関する専門相談全般	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
		189	児童虐待関係の通報	24時間
	各区役所福祉事務所	(葵福祉事務所) 054-221-1096	0歳から18歳未満のこども及びこどもを取り巻く家庭の相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
		(駿河福祉事務所) 054-287-8675		
		(清水福祉事務所) 054-354-2429		
	市民局	(相談専用) 054-221-1056	商品、サービスの契約、 多重債務に関する相談 (インターネットの架空・不当請求等)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～16時
県	子ども・若者相談センター アンダンテ (県男女共同参画センター あざれあ5階)	054-255-0600	多様で複雑な悩み困り事を抱える 子ども若者その家族を対象とした 相談	月～土曜日 (祝日を除く) 13時～16時
	ハロー電話 ともしび (静岡県総合教育センター)	054-289-8686	青少年の悩み相談、 保護者との教育相談	平日 (12/29～1/3を除く) 10時～17時
	思春期健康相談室 ピアーズ・ポケット (県こども家庭課) (NPO法人リブ・タ・ティ・ア・ズ研究会)	055-952-7530	思春期の性や健康に関する悩み についての相談	水曜日 13時～17時 土日 10時～17時
警 察	静岡県警察 少年サポートセンター	(少年相談専用電話) 県警ホームページを 御参照ください。	少年の非行防止及び 被害少年の支援に関する相談	月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
	県警ふれあい相談室	054-254-9110	事件・事故や犯罪被害に関する 相談	24時間
国	法務少年支援センター静岡 (静岡少年鑑別所)	054-281-3220	非行や不良行為、職場・学校等 でのトラブル、家庭でのしつけ や悩み、友人関係問題等 (概ね20歳までの青少年、家族、教員等)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時



編集・発行者 静岡市こども未来局こども若者応援課
〒424-8701
静岡市清水区旭町6番8号
Tel 054-354-2617

こども若者相談センター
〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
Tel 054-221-1314

発行日 令和7年4月1日